



第 9 章

防災指針

第9章 防災指針

9.1 防災指針の目的

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針となるものです。

本市では、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンは居住誘導区域から除外してありますが、洪水、内水（雨水出水）、高潮等による浸水が想定される区域は、市街化区域の広範囲に亘っており、既に一定の都市基盤施設が整備された市街地が形成されていることから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界があります。このようなことから、居住誘導区域等における都市の防災に関する機能を確保し、様々な自然災害による被害の抑止・軽減を図るため、本計画に防災指針を定め、必要な防災・減災対策を計画的に実施します。

[浸水想定区域面積と浸水想定区域内人口の占める割合]
・洪水浸水想定区域(想定最大規模)

		市全域			
		都市計画区域	市街化区域		居住誘導区域
面積		53,435 ha	30,753 ha	11,055 ha	8,362 ha
浸水想定区域	面積	12,671 ha	11,113 ha	8,531 ha	7,078 ha
	割合	23.7 %	36.1 %	77.2 %	84.6 %
人口		53.6 万人	50.7 万人	45.7 万人	40.8 万人
浸水想定区域	人口	40.4 万人	39.6 万人	38.1 万人	35.3 万人
	割合	75.5 %	78.1 %	83.5 %	86.3 %

・高潮浸水想定区域(想定最大規模)

		市全域			
		都市計画区域	市街化区域		居住誘導区域
面積		53,435 ha	30,753 ha	11,055 ha	8,362 ha
浸水想定区域	面積	6,468 ha	6,023 ha	5,398 ha	3,294 ha
	割合	12.1 %	19.6 %	48.8 %	39.4 %
人口		53.6 万人	50.7 万人	45.7 万人	40.8 万人
浸水想定区域	人口	19.0 万人	18.9 万人	18.5 万人	17.1 万人
	割合	35.5 %	37.2 %	40.6 %	42.0 %

注：人口は平成27年国勢調査、浸水想定区域内人口は基本単位区データを使用（基本単位区の境界が区域区分等の境界と合致しない場合や、複数の浸水深が想定される基本単位区については、基本単位区を適宜分割し面積按分により人口を算出）

9.2 災害リスクの分析

(1) 災害ハザード情報等の整理

本指針では、本市において想定される災害リスクのうち、法令に基づきハザードエリアが特定できる水害（洪水、内水（雨水出水）、高潮による災害）、津波による災害、及び土砂災害を対象にハザード情報と都市の情報との重ね合わせによる分析を行っています。

近年、豪雨等による激甚な水害・土砂災害が全国各地で発生しており、今後、気候変動の影響による降雨量の増加や海面水位の上昇により、さらに水害等が頻発・激甚化することが懸念されているため、洪水に係るハザード情報については、想定最大規模の降雨による河川が氾濫した場合のシミュレーション結果を使用しています。

また、過去の大地震における全国の滑動崩落の被害を踏まえ、安全性の確認が必要となる箇所として抽出した大規模盛土造成地について、居住誘導区域内の存在有無を確認しています。

[重ね合わせ分析に用いるハザード情報等]

種別	ハザード情報等	出典
洪水	洪水浸水想定区域(想定最大規模)	兵庫県CGハザードマップ (揖保川水系は平成28年5月 (蟠洞川は令和元年5月)、天川 水系、西浜川水系、八家川水 系、市川水系、野田川水系、船 場川水系、夢前川水系、汐入川 水系、大津茂川水系は令和元年 8月(市川水系の市川は令和2 年11月)
	家屋倒壊等氾濫想定区域	
内水(雨水出水)	内水浸水想定区域(想定最大規模)	姫路市内水浸水想定区域図(令 和5年3月)
高潮	高潮浸水想定区域(想定最大規模)	兵庫県高潮浸水想定区域図(令 和2年8月)
津波	津波浸水想定区域(想定最大規模)	兵庫県南海トラフ巨大地震津波 被害想定(平成26年6月)
土砂災害	土砂災害警戒区域	兵庫県CGハザードマップ (令和3年3月30日時点)
	土砂災害特別警戒区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	
地震	大規模盛土造成地	姫路市大規模盛土造成地マップ (平成27年3月)

注1：洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域は、揖保川水系、天川水系、西浜川水系、八家川水系、市川水系、野田川水系、船場川水系、夢前川水系、汐入川水系、大津茂川水系における各河川の異なるシミュレーション結果を重ね合わせて、ハザードが最大となるように表現したもの

注2：内水浸水想定区域は、下水道事業計画区域を対象にしたシミュレーション結果

注3：大規模盛土造成地については、安全性の確認（変状の確認や地盤調査など）を行っている

(2) 災害リスクの分析

1) ハザードエリア×各誘導区域

洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域、及び土砂災害警戒区域は、いずれも居住誘導区域内に指定されています。これらのうち、津波浸水想定区域、及び土砂災害警戒区域については、災害時の影響範囲が比較的限られる一方、洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域、及び高潮浸水想定区域については、都市機能誘導区域を含む居住誘導区域の広範囲に指定されています。

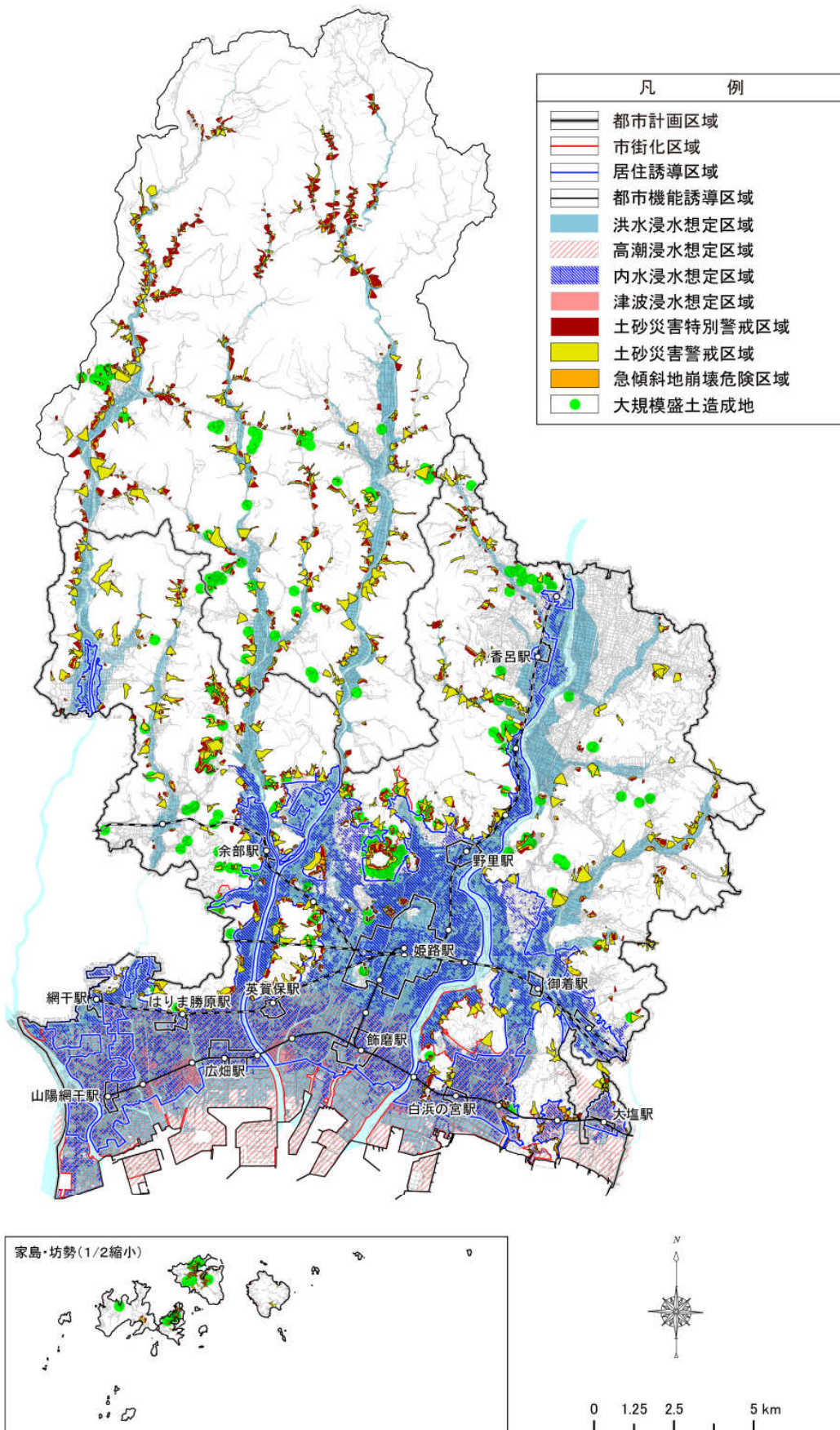
なお、土砂災害特別警戒区域、及び急傾斜地崩壊危険区域（対策済の箇所を除く）は居住誘導区域から除外しています。

また、大規模盛土造成地が居住誘導区域内に 31 箇所存在しています。

[各誘導区域に存在するハザードエリア]

		居住誘導区域	
		居住誘導区域	都市機能誘導区域
面積		8,362 ha	1,077 ha
洪水浸水想定区域	面積	7,078 ha	1,018 ha
	割合	84.6 %	94.5 %
内水浸水想定区域	面積	4,297 ha	546 ha
	割合	51.4 %	50.7 %
高潮浸水想定区域	面積	3,294 ha	333 ha
	割合	39.4 %	30.9 %
津波浸水想定区域	面積	165 ha	11 ha
	割合	2.0 %	1.1 %
土砂災害警戒区域		255 箇所	6 箇所
土砂災害特別警戒区域		0 箇所	0 箇所
急傾斜地崩壊危険区域		36 箇所	0 箇所
大規模盛土造成地		31 箇所	1 箇所

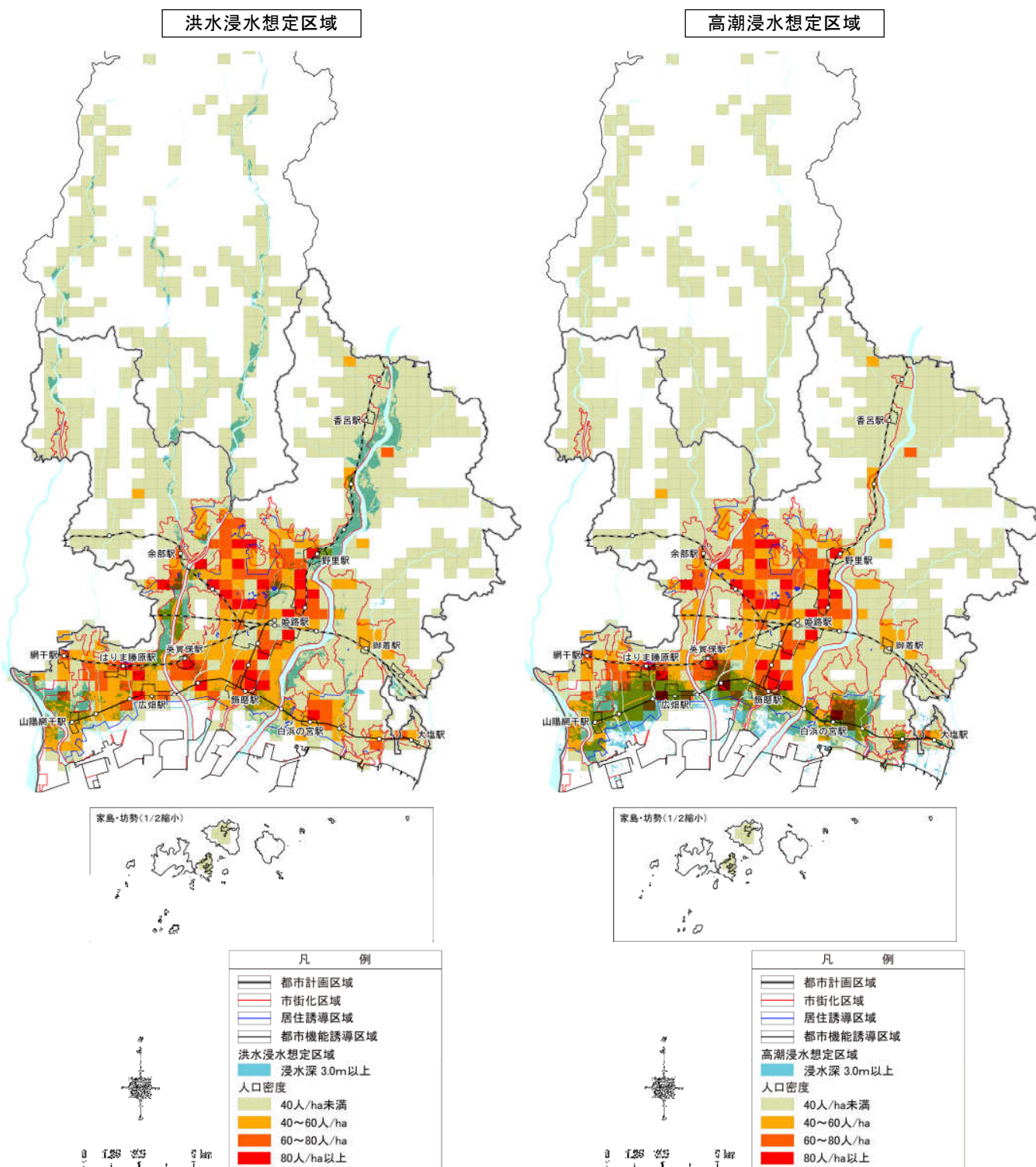
ハザードエリア×各誘導区域



2) 浸水想定区域(洪水、高潮)×人口分布

洪水又は高潮による一般的な家屋の2階床下部分に相当する3m以上の浸水が想定される区域で人口密度が比較的高い地域は、居住誘導区域内に分布しており、土地区画整理事業により都市基盤施設が整備され、市街地が形成されています。

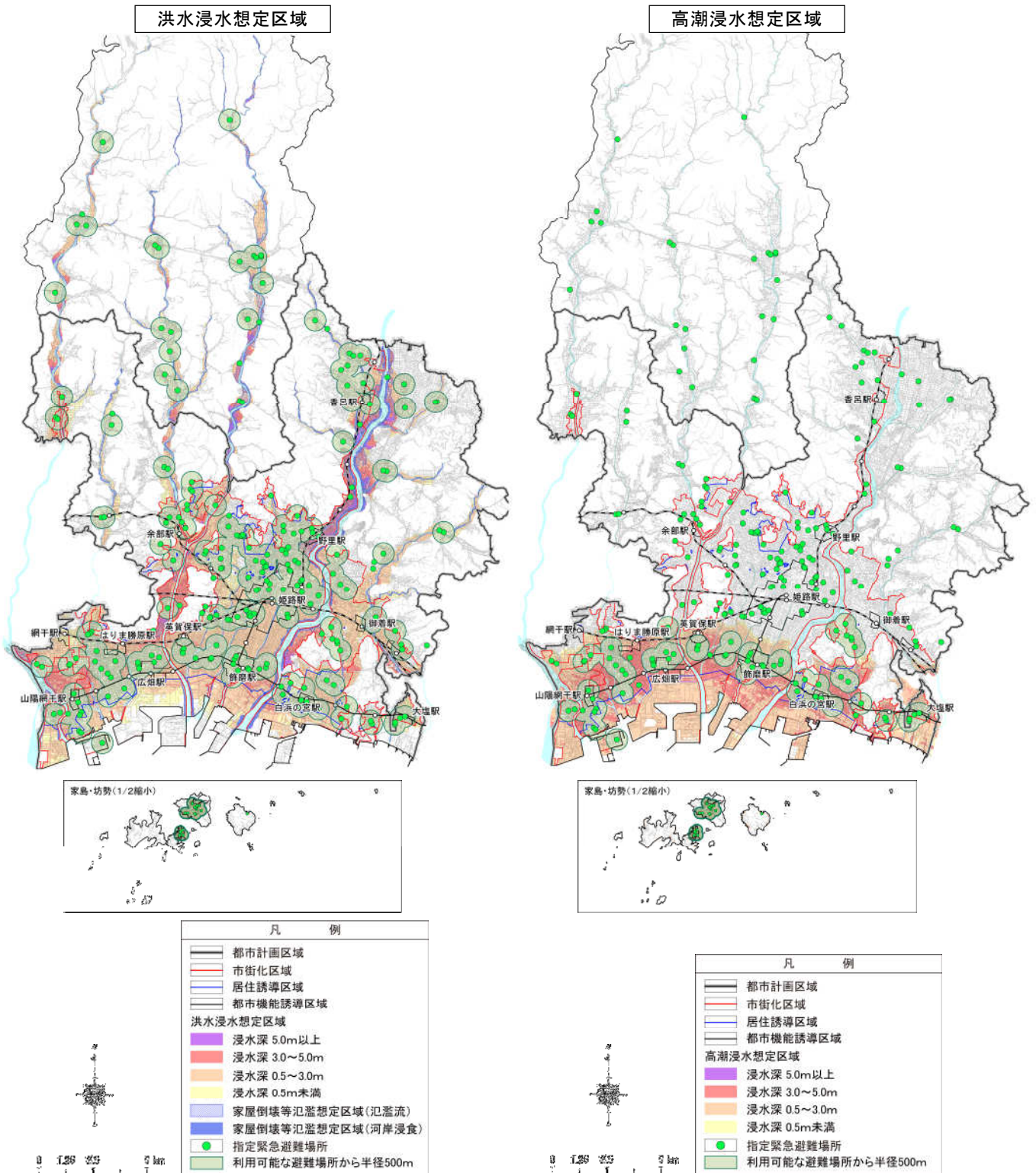
浸水想定区域×人口分布(平成27年)



3) 浸水想定区域(洪水、高潮)×避難場所

居住誘導区域内外の浸水想定区域(洪水、高潮)において、指定緊急避難場所から500m以上離れている地域が存在しています。これらの地域のうち、揖保川・夢前川・市川沿いでは3m以上の浸水が想定されている区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されており、近隣の指定避難所が洪水時に利用できない地域があります。

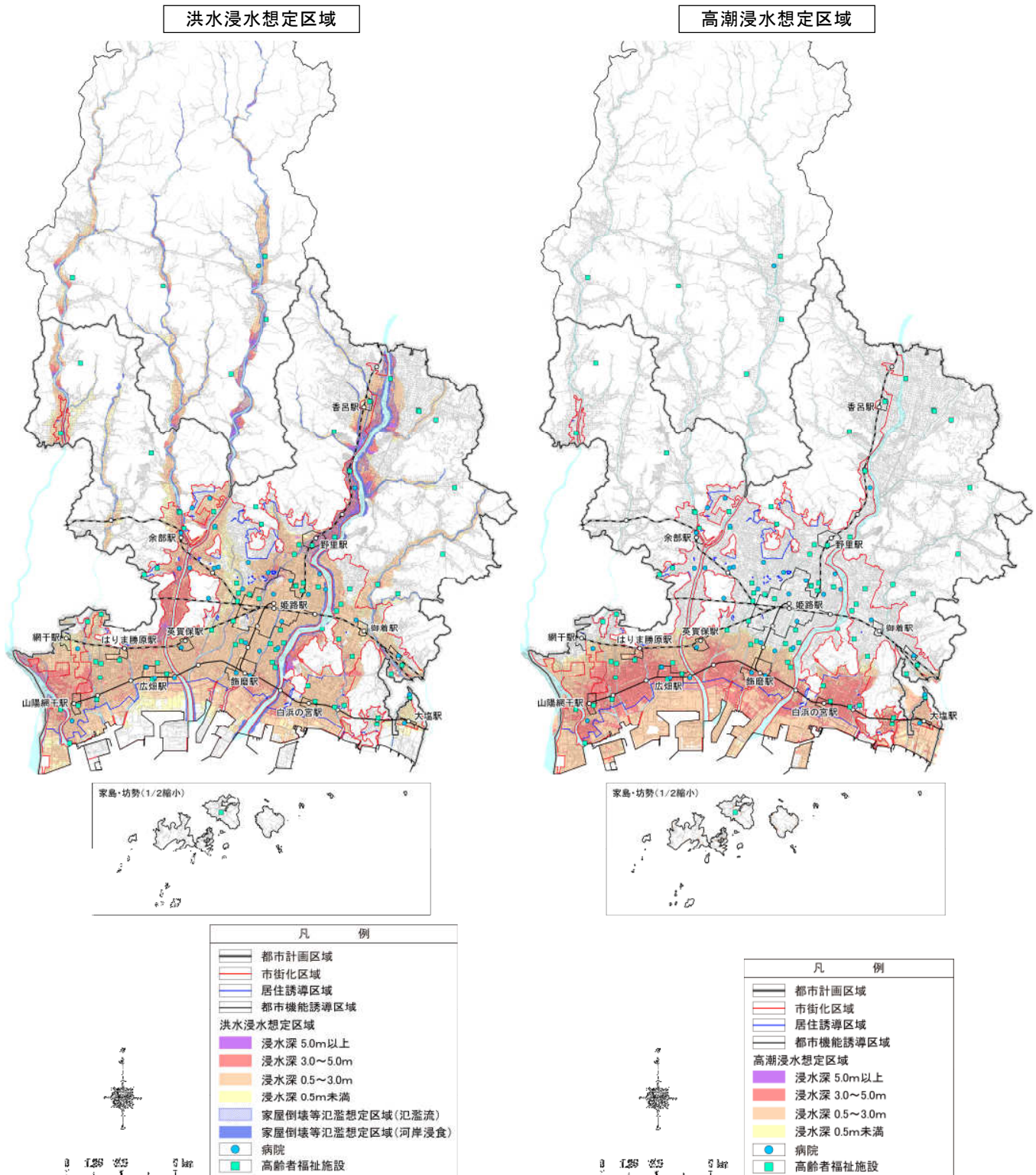
浸水想定区域×避難場所



4) 浸水想定区域(洪水、高潮)×病院・高齢者福祉施設

病院の7割以上、高齢者福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)の6割以上が洪水又は高潮による0.5m以上の浸水(床上浸水)が想定される区域に立地しています。また、3m以上の浸水が想定される区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に立地している病院や高齢者福祉施設があります。

浸水想定区域×病院・高齢者福祉施設



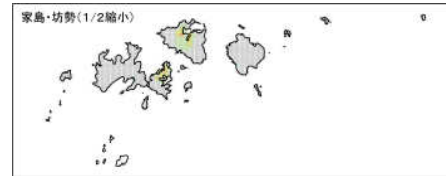
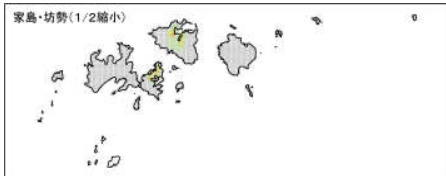
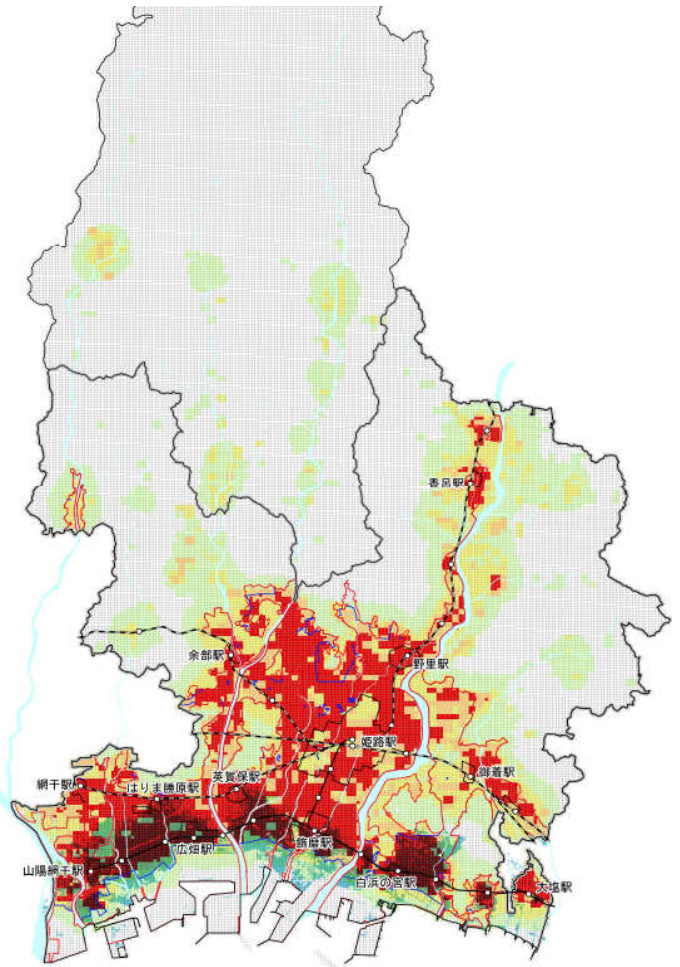
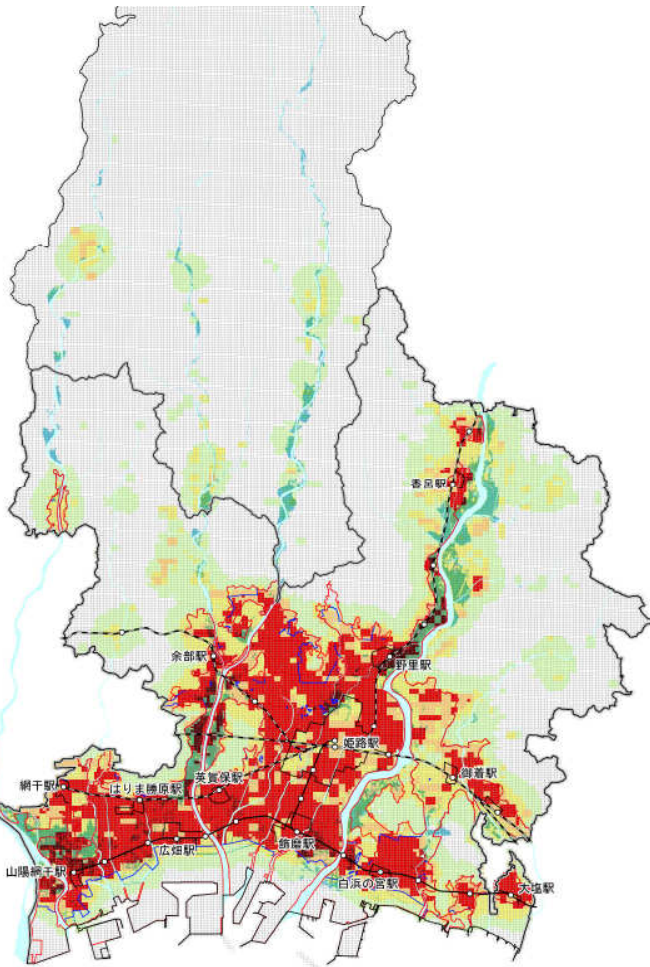
5) 浸水想定区域(洪水、高潮、内水)×都市機能×人口分布

都市機能及び人口の集積地のうち、山陽網干駅周辺、山陽広畑駅周辺、山陽飾磨駅周辺、山陽白浜の宮駅周辺、J R野里駅周辺等では、洪水や高潮により3m以上の浸水が想定されています。また、内水による0.5m以上の浸水が想定される区域が分布しています。

浸水想定区域×都市機能×人口分布

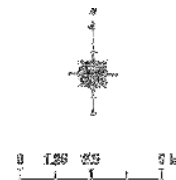
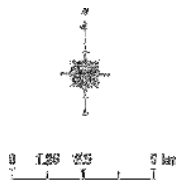
洪水浸水想定区域

高潮浸水想定区域



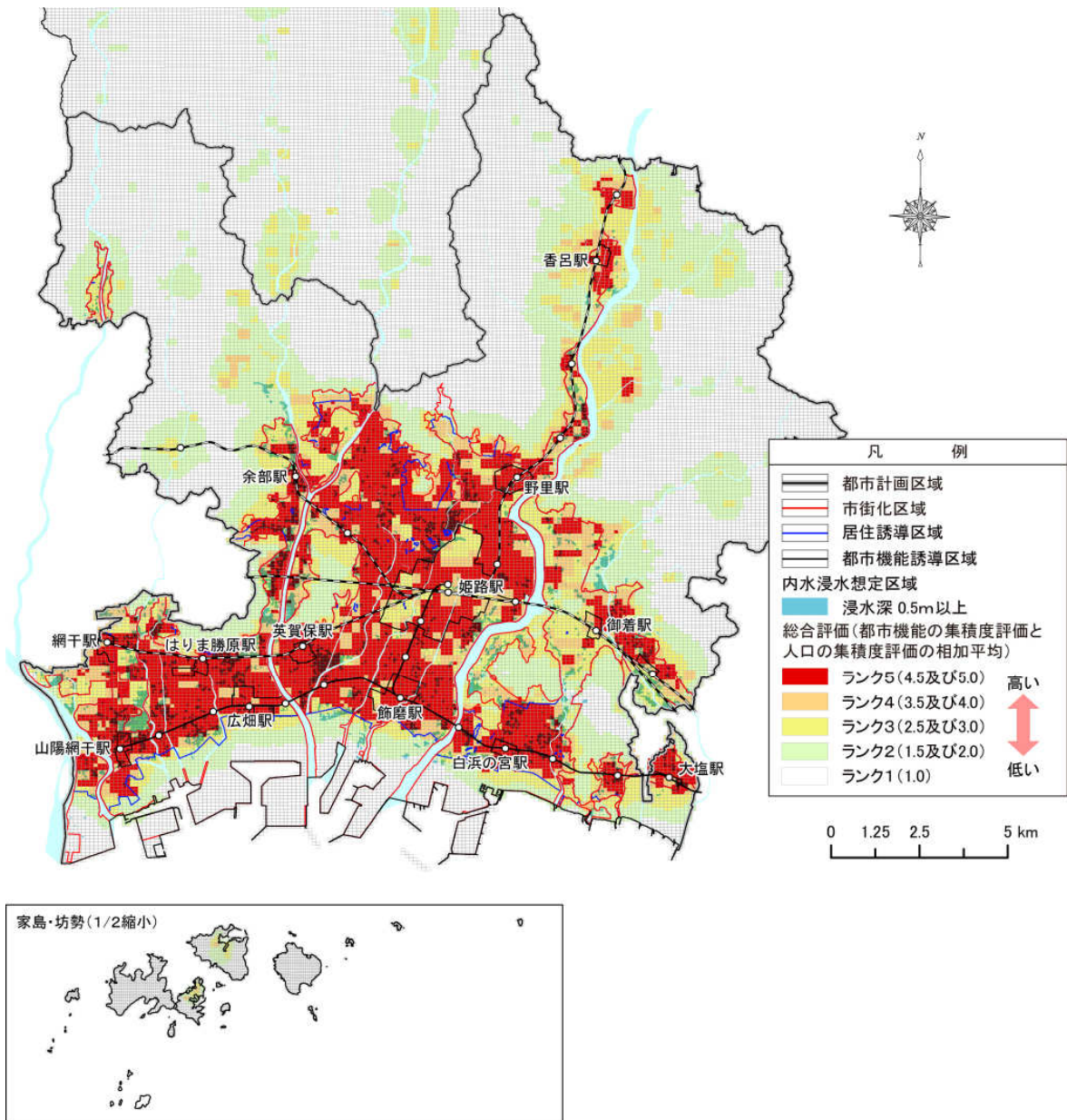
凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域
洪水浸水想定区域	
	浸水深 3.0m以上
総合評価(都市機能の集積度評価と人口の集積度評価の相加平均)	
	ランク5 (4.5及び5.0) 高い
	ランク4 (3.5及び4.0)
	ランク3 (2.5及び3.0)
	ランク2 (1.5及び2.0)
	ランク1 (1.0) 低い

凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域
高潮浸水想定区域	
	浸水深 3.0m以上
総合評価(都市機能の集積度評価と人口の集積度評価の相加平均)	
	ランク5 (4.5及び5.0) 高い
	ランク4 (3.5及び4.0)
	ランク3 (2.5及び3.0)
	ランク2 (1.5及び2.0)
	ランク1 (1.0) 低い



浸水想定区域×都市機能×人口分布(つづき)

内水浸水想定区域



a 都市機能の集積度の評価

a) 評価方法

公共交通、商業施設、医療施設、福祉施設、子育て支援施設、教育施設、金融施設を都市機能施設として、それぞれの施設からの距離圏別に設定した評価点の合計により評価（合計点が大きいと集積度が高い）します。

各施設からの距離圏別の評価点

距離圏	評価点
500m圏内	5点
500～800m圏内	4点
800～1,000m圏内	3点
1,000～1,500m圏内	2点
2,000m圏内	1点

都市機能の集積度の評価

評価a	評価点の合計
ランク5	31～35点
ランク4	26～30点
ランク3	21～25点
ランク2	16～20点
ランク1	15点以下

b) 都市機能施設

都市機能集積地の抽出において使用した都市機能施設は下表のとおりです。

都市機能施設

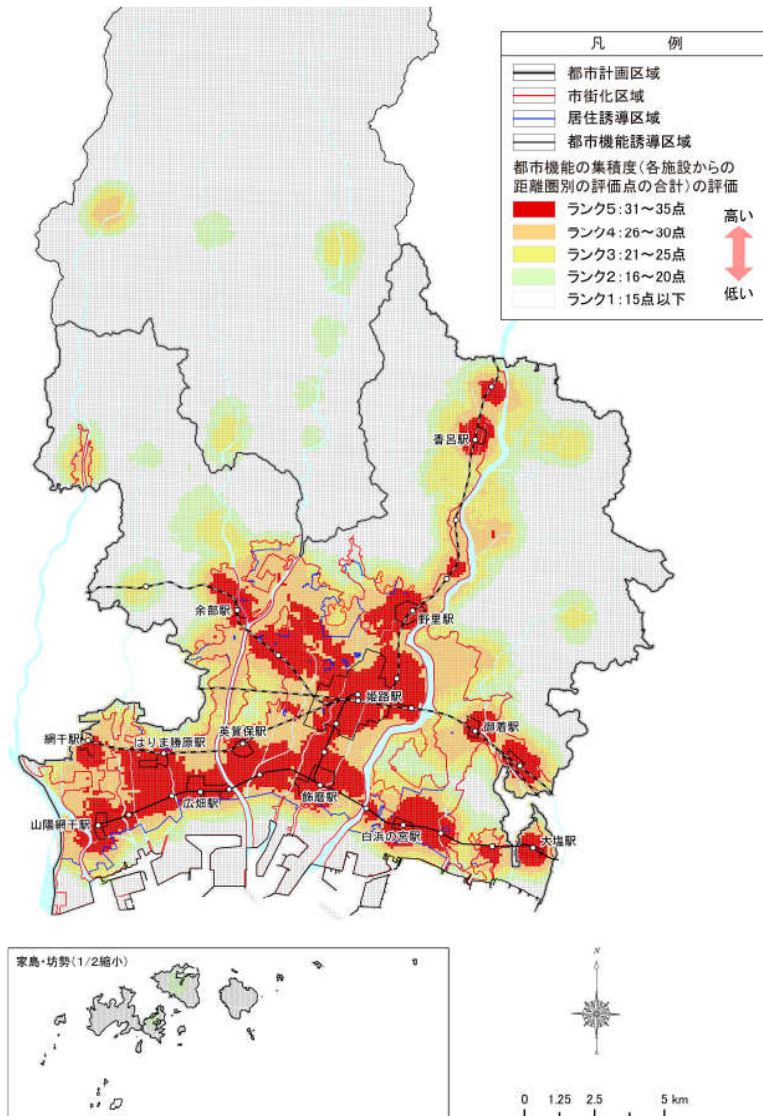
分類	該当する施設
公共交通	鉄道駅
商業施設	百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業
医療施設	病院、診療所
福祉施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、デイサービス、障害福祉サービス事業所、児童事業所、地域生活支援事業所
子育て支援施設	保育所、認定こども園、認可外保育施設
教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校
金融施設	銀行、信用金庫、労働金庫、商工組合中央金庫、郵便局

注：令和2年3月末現在

資料：姫路市所有のGISデータ

c) 評価結果

都市機能の集積度の評価



b 人口の集積度の評価

a) 評価方法

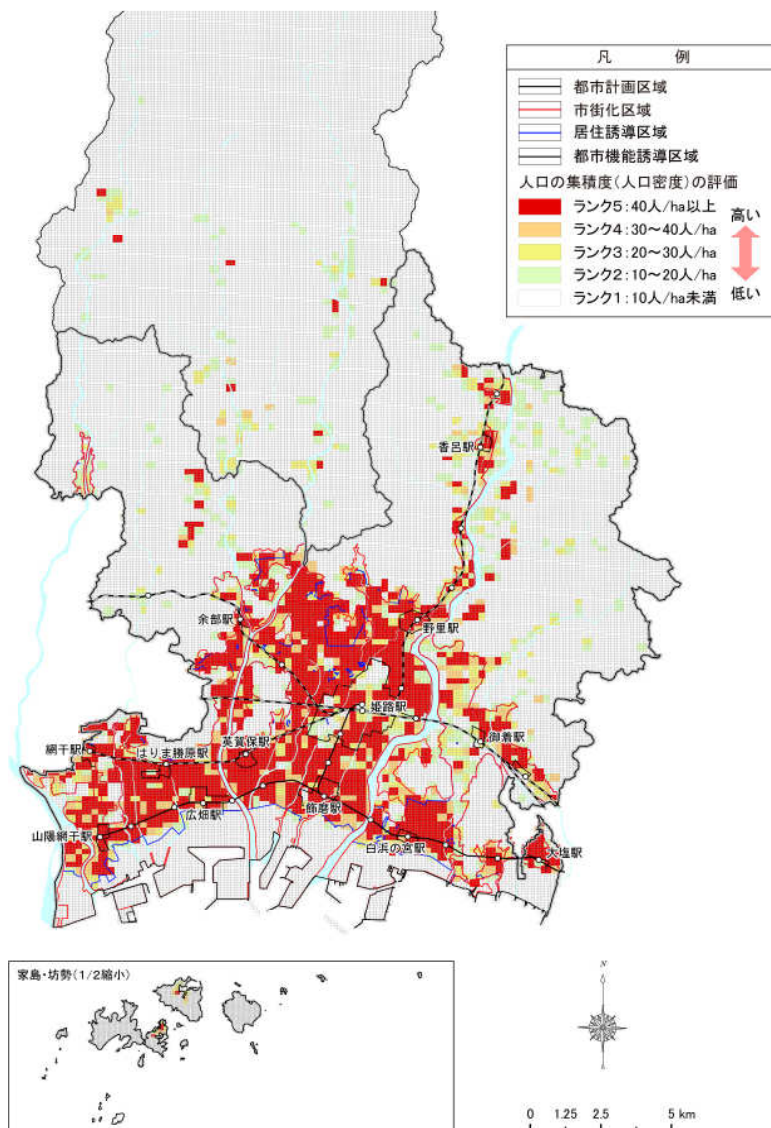
平成 27 年（2015 年）国勢調査における人口密度により評価します。

人口の集積度の評価

評価b	人口密度
ランク5	80 人/ha 以上
ランク4	60～80 人/ha
ランク3	40～60 人/ha
ランク2	20～40 人/ha
ランク1	20 人/ha 未満

資料：総務省「国勢調査」

b) 評価結果



c 総合評価

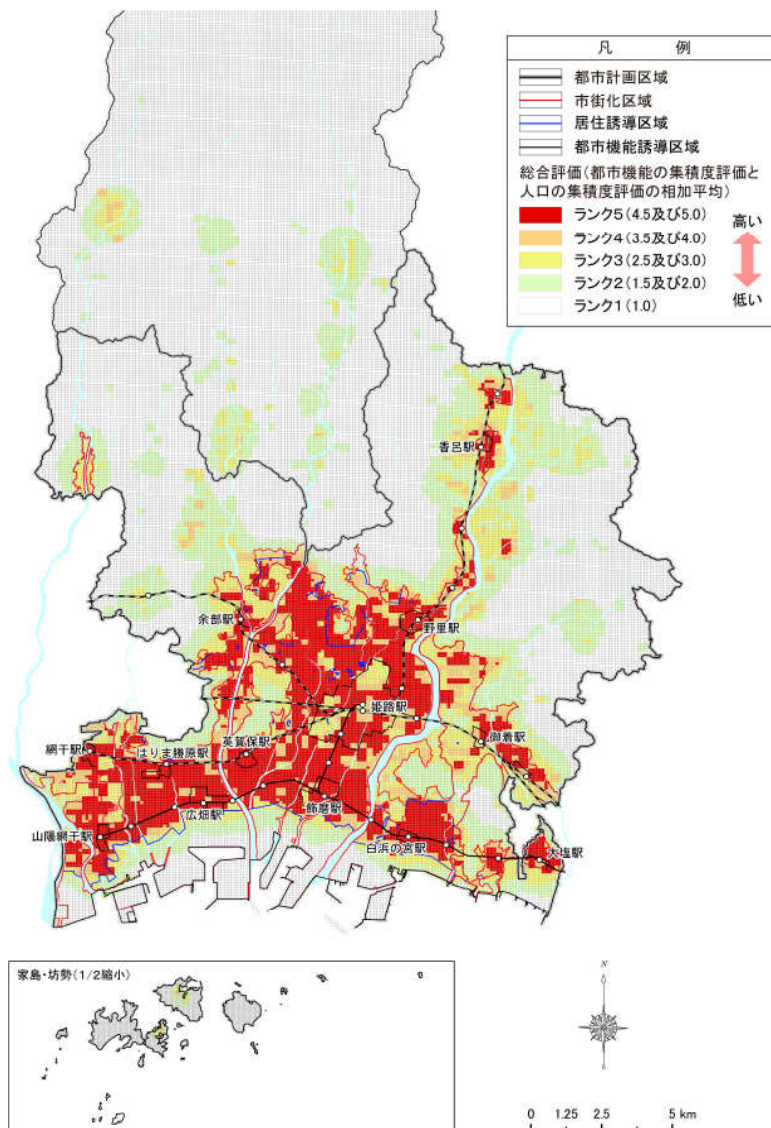
a) 評価方法

都市機能の集積度評価(a)と人口の集積度評価(b)を相加平均 $\{(a)+(b)\} / 2$) して評価します。

総合評価

総合評価	都市機能の集積度評価と人口の集積度評価の相加平均
ランク5	4.5 及び 5.0
ランク4	3.5 及び 4.0
ランク3	2.5 及び 3.0
ランク2	1.5 及び 2.0
ランク1	1.0

b) 評価結果



(3)防災上の課題

本市において想定される災害リスクやその分析結果等を踏まえた防災上の課題として、災害リスクの高い地域等を整理します。

1)地震

本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、今後30年以内に発生する可能性が極めて高い海溝型の「南海トラフ地震」と、内陸直下型の「山崎断層帯地震」があり、これらの大地震が発生した場合、甚大な建物被害や人的被害が発生することが想定されています。

特に、南部の市街地では地盤振動が大きく、臨海部では液状化のリスクも高くなっています。また、居住誘導区域内には、地震やそれに伴う火災等に対して脆弱な密集市街地が一部存在しています。

そのため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策に引き続き取り組むとともに、都市基盤施設等の老朽化が進行しているため、緊急輸送の確保に必要な各施設等の老朽化対策を最優先で行うなど、各施設が分野横断的に連携し、防災機能の強化を図る必要があります。

また、居住誘導区域内には、大規模盛土造成地が31箇所存在しています。

2)津波

発生し得る最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、網干・広畑・飾磨・家島などで、津波により浸水することが想定されています。

津波が到達するまでの時間は最短で120分と想定されており、居住誘導区域内では、「兵庫県津波防災インフラ整備計画」に基づく津波対策の実施により、浸水想定区域がほぼ解消される見込みとなっていますが、浸水想定区域内には、延焼や道路閉塞等の危険性が高い密集市街地等が一部存在しているため、災害時の情報伝達を含めて、確実に避難できる体制を確保する必要があります。

3)洪水・内水

想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、揖保川・夢前川・市川沿いでは、3m以上の浸水が想定される浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が広範囲に指定されているため、そのような最大規模の洪水に対する避難体制等の強化が必要です。特に、居住誘導区域内においては、揖保川・夢前川・市川沿いの3m以上の浸水が想定される区域や家屋倒壊等氾濫想定区域で、指定緊急避難場所から500m以上離れている地域や、近隣の指定避難所が洪水時に利用できない地域が存在していることから、今後、避難方法等を検討する必要があります。

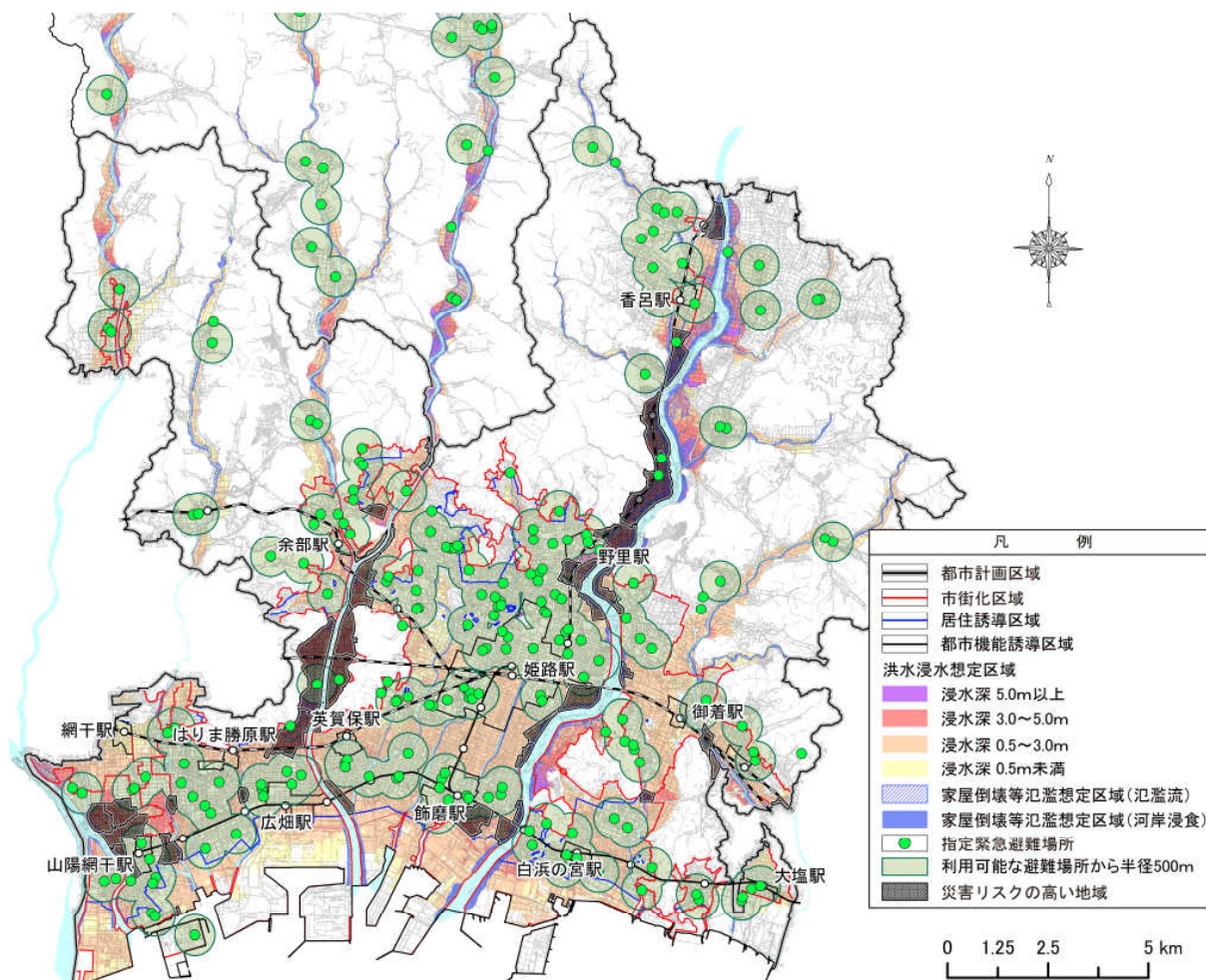
また、これらの地域の中には、土地区画整理事業により都市基盤施設が整備され、市街地が形成されているため、道路・公園等の既存ストックの有効活用の観点から、安心して住み続けられるためのリスク低減が必要です。

多くの病院や高齢者福祉施設は、床上浸水のおそれが高い区域に立地しており、災害時における施設の機能低下を防ぐための対策が必要です。

また、3 m以上の浸水が想定される区域や家屋倒壊等氾濫想定区域において、病院等の要配慮者利用施設が立地していることから、高齢者や移動障害のある市民の逃げ遅れを防止するため、移転を含めた検討が必要です。

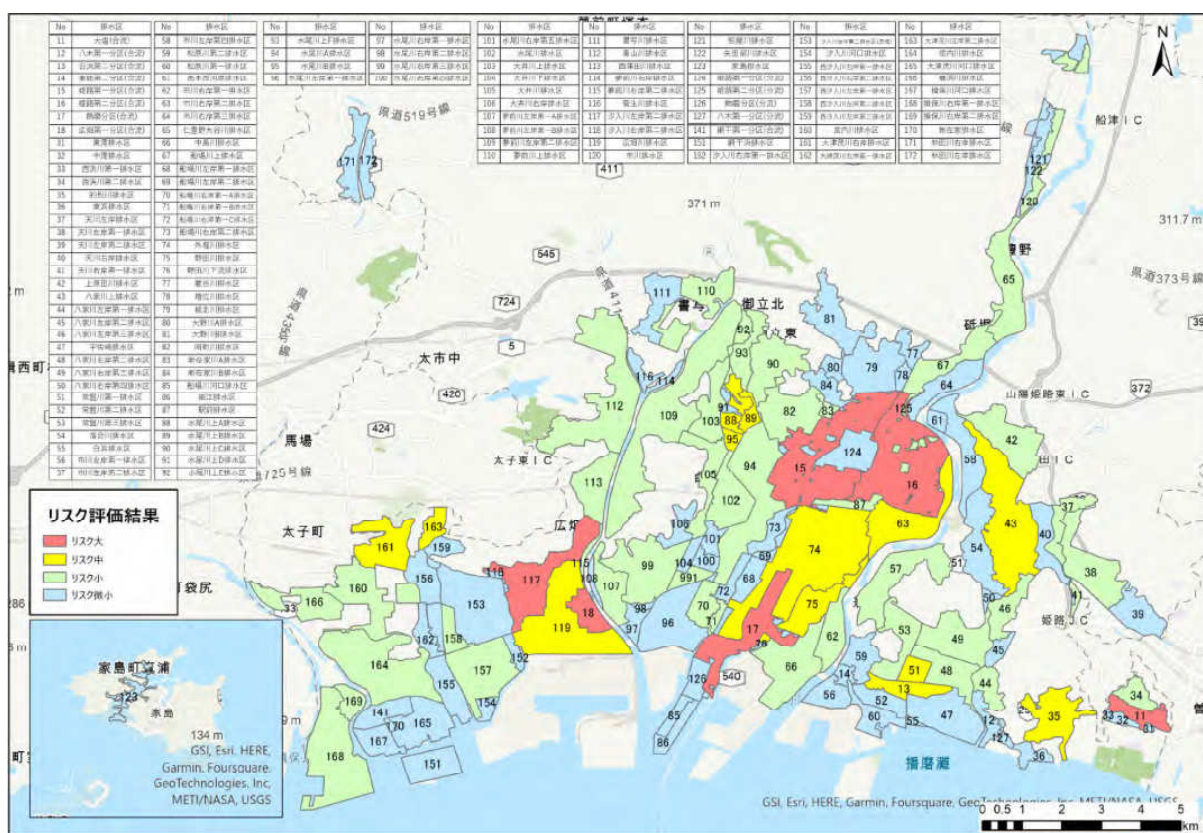
災害リスクの高い地域

(3m以上の浸水が想定される区域等で指定緊急避難場所から 500m以上離れている地域)



これまでの本市の雨水対策は、過去に発生した浸水被害の大きい地区から優先的に下水道整備を実施してきましたが、今後は、災害防止に加えて、事前防災・減災や選択と集中等の観点から、「姫路市雨水管理総合計画」において、雨水対策を優先的に実施すべき重点対策地区を選定し、浸水リスクに応じたメリハリのある下水道整備を推進することとしています。しかし、下水道による施設整備が完了するまでには、相当な期間と費用を要することや下水道整備の目標となる計画降雨を越える豪雨(想定最大規模降雨)が発生した場合には、市街地の広範囲で浸水することが想定されているため、雨水管理総合計画による雨水対策とあわせて、浸水被害の軽減や安全な避難を確保するための対策が必要です。

重点対策地区(リスク評価大・中)



資料：姫路市雨水管理総合計画

4) 高潮

高潮による想定し得る最大規模の氾濫が海岸や河川から発生した場合、網干・広畑・飾磨などの市街地の大部分や家島等で浸水することが想定されています。

特に、居住誘導区域内においては、埋立造成された臨海工業地帯より内陸側の山陽電鉄沿いで、3 m以上の浸水が想定される区域が広がっており、山陽網干駅周辺、山陽広畑駅周辺、山陽飾磨駅周辺、山陽白浜の宮駅周辺等の都市機能誘導区域が含まれていることから、臨海部における高潮に対する避難体制等の強化や災害リスクを踏まえた都市機能を維持・確保するための対策が必要です。

5)土砂災害

土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、これらの危険箇所の周知と警戒避難体制の整備が必要です。

土砂災害特別警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域（対策済の箇所を除く）は、居住誘導区域に含まれていませんが、居住誘導区域内には、土砂災害警戒区域が 255 箇所指定されており、リスクの低減が必要です。

9.3 取組方針

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓・課題等を踏まえた「姫路市地域防災計画」に基づき、災害に対してしなやかな防災構造を形成する防災拠点の配置とネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化や津波対策、頻発・激甚化する水害・土砂災害対策の強化を図ります。

特に、南海トラフ地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携しながら災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害対策のあらゆる分野で減災の考え方を徹底し、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を進めます。

(1) 防災拠点の整備とネットワークの形成

- ・幹線道路や河川、緑地等の延焼遮断帯（広域防災帯）に囲まれた自立的な防災ブロックにより市街地を構成し、各ブロック内において防災活動の拠点や避難地の体系的な整備を図るとともに、広域防災拠点となる手柄山中央公園と地域・コミュニティ単位の防災拠点とのネットワーク化を図ることで防災機能を高めます。
- ・洪水、高潮による浸水リスクや液状化リスクの高い区域が広範囲に分布する臨海部において、災害時に機能する道路ネットワークの確保を図ります。
- ・災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路の設定や、海や空からの代替ルートの確保など、緊急輸送体制の確保を図ります。
- ・人的被害を最小限に抑えるため、緊急気象情報や避難情報等の住民等に対する災害情報伝達手段の充実を図ります。

[主な取組]

- 広域防災拠点（手柄山中央公園）の再整備
- 播磨臨海地域道路の整備
- 緊急輸送道路等の整備（幹線道路の整備、橋梁の耐震化、無電柱化など）
- 災害情報伝達手段の充実

(2) 地震・津波対策

1) 都市の耐震化・不燃化

- ・庁舎、消防署等の防災上重要な公共建築物や上下水道施設等の耐震化を推進するとともに、広域的な相互応援体制を確立します。
- ・住宅や緊急輸送道路沿道の建築物、要配慮者利用施設など、民間建築物の耐震化を促進するとともに、都市機能が集積する都心部等では、火災による被害拡大を防ぐため、建築物の不燃化や避難安全性能の向上を促進します。
- ・密集市街地においては、建築物の建替え等による耐震化の促進、避難や延焼防止、消火救出活動に有効な道路・公園の整備等に取り組み、防災性の向上を図ります。
- ・大規模盛土造成地については、その存在の住民への周知を図るとともに、経過観察等による安全性の確認等を行います。

[主な取組]

- 防災上重要な公共建築物や上下水道施設等の耐震化
- 民間建築物の耐震化
- 密集市街地における防災性の向上
- 大規模盛土造成地の経過観察による安全性の確認等

2)津波対策

- ・近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の発生に伴う津波に備えるため、「兵庫県津波防災インフラ整備計画」に基づく既存海岸保全施設の強化を促進します。
- ・海岸保全施設で防御しきれないレベルの津波に対して早急な避難により人的被害の軽減を図るため、津波避難計画に基づく指定緊急避難場所、津波避難ビル等及び避難路の確保や、津波警報等の住民等への適切な伝達手段の整備を図ります。

[主な取組]

- 既存海岸保全施設の強化（水門の耐震補強など）
- 津波避難ビル等の指定

(3)水害・土砂災害対策

1)総合的な治水対策

- ・浸水被害を軽減するため、国、兵庫県が実施する一級・二級河川の改修等を促進しながら、市が主体的に事業に取り組む都市基盤河川や市が管理する河川の改修等を推進するとともに、下水道事業と連携しながら、雨水貯留施設や排水ポンプ場等の整備を図ります。
- ・「姫路市雨水管理総合計画」に位置付けた重点対策地区等において、浸水リスクに応じたメリハリのある雨水対策施設の整備を推進します。
- ・これら対策にあわせて、一定規模以上の開発行為における調整池等の設置促進やため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップの作成・周知、雨量・水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を組み合わせた総合的な治水対策を推進します。
- ・「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」に基づく防潮堤等の整備や、河川整備計画に基づく高潮対策事業を促進します。
- ・地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、地下街等における利用者の円滑で迅速な避難確保や浸水防止対策を図るための防災体制の整備を促進します。
- ・洪水、内水、高潮により、市街地の広範囲で建物の床上浸水が想定されていることから、病院等の都市機能上重要な建物の耐水化を促進し、災害時における都市機能の確保を図ります。

[主な取組]

- 河川の整備（船場川〔手柄工区〕、市川〔砥堀工区〕、大井川、夢前川、水尾川、八家川、蟠洞川）
- 下水道（雨水幹線、雨水ポンプ場、雨水貯留施設）の整備
- 防潮堤等の整備（姫路港〔大津吉美地区〕、姫路港〔浜田地区〕）
- 開発行為における調整池や雨水浸透施設の設置
- ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保
- 災害リスクの高い区域における緊急避難先の確保（指定緊急避難場所の整備、民間施設の活用など）
- 地下街等の防災体制の整備
- 病院など都市機能上重要な建築物の耐水化（止水版の設置、電気設備の高所設置など）

2) 災害リスクを考慮した土地利用

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域など、特に災害リスクの高い区域に立地する病院や高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設については、建替え等を契機とした安全な市街地への移転を促進します。
- ・ハザードマップの周知、地域防災マップの作成、雨量・水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等を当面の取組として進めつつ、災害リスクの高い区域における土地利用制限を視野に入れた中長期的な対策を検討します。

[主な取組]

- 家屋倒壊等氾濫想定区域等の災害リスクの高い区域に立地する要配慮者利用施設の移転
- 居住誘導区域の見直し等

3)土砂災害対策

- ・山麓部における崖崩れ、土砂流出等による被害を防止するため、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の周知や警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害特別警戒区域における市街化を抑制します。
- ・「兵庫県山地防災・土砂災害対策計画」に基づく砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設、治山ダム等の整備を促進するとともに、緊急防災林の整備（災害緩衝林の造成や間伐木を利用した土留工の設置など）等による災害に強い森づくりを推進します。
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく危険な盛土等を規制するための区域指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施し、盛土等の安全対策の強化を図ります。

[主な取組]

- 土砂災害特別警戒区域等における土砂災害対策（砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設の整備）
- 土砂災害特別警戒区域からの住宅の移転
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定

(4)地域防災力の向上

- ・ハザードマップや避難の考え方（指定緊急避難場所に行くことだけでなく、「難」を「避」けることが「避難」）の周知や地域防災マップの作成等を通じて、市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動に対する各種支援や災害リスクの高い地域において地域住民が取り組む地区防災計画の作成を支援するなど、地域コミュニティにおける共助による防災活動を促進します。
- ・浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に対して、利用者の円滑で迅速な避難確保を図るための避難確保計画の作成を促進します。

[主な取組]

- ハザードマップの周知
- 自主防災組織の活動の活性化
- 災害リスクの高い区域における地区防災計画の作成
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

9.4 防災・減災の取組

主な取組内容とスケジュール

取組方針	主な取組	重点的に実施する地域等	実施主体	実施時期の目標			
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
防災拠点の整備とネットワークの形成	○広域防災拠点(手柄山中央公園)の再整備	都市機能誘導区域	市	→			
	○播磨臨海地域道路等の整備	産業促進区域	市・県・国	→	→	→	
	○緊急輸送道路等の整備	市全域	市・県	→	→	→	
	○災害情報伝達手段の充実	市全域	市	→	→	→	
地震・津波対策	都市の耐震化・不燃化	○防災上重要な公共建築物や上下水道施設等の耐震化	市全域	市	→	→	
		○民間建築物の耐震化	市全域	市・住民等	→	→	
		○密集市街地における防災性の向上	居住誘導区域	市・住民等	→	→	
		○大規模盛土造成地の経過観察による安全性の確認等	市全域	市・住民等	→	→	
	津波対策	○既存海岸保全施設の強化(水門の耐震補強など)	居住誘導区域 産業促進区域	県	→		
		○津波避難ビル等の指定	居住誘導区域	市	→	→	→
水害・土砂災害対策	総合的な治水対策	○河川の整備	市全域	市・県・国	→	→	
		○下水道(雨水幹線、雨水ポンプ場、雨水貯留施設)の整備	重点対策地区(19排水区)	市	→	→	
		○防潮堤等の整備	産業促進区域	県	→		
		○開発行為における調整池や雨水浸透施設の設置	市全域	市・住民等	→	→	
		○ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保	市全域	市・県・住民等	→	→	
		○災害リスクの高い区域における緊急避難先の確保	居住誘導区域	市・住民等	→	→	
		○地下街等の防災体制の整備	都市機能誘導区域	市・住民等	→		
		○病院など都市機能上重要な建築物の耐水化	都市機能誘導区域	市・住民等	→	→	→

注1: 主な取組の○は災害リスクの低減、●は災害リスクの回避の取組

注2: 実施時期の目標の点線の取組は検討中のもの

主な取組内容とスケジュール(つづき)

取組方針	主な取組	重点的に実施する地域等	実施主体	実施時期の目標			
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
水害・土砂災害対策	災害リスクを考慮した土地利用	●家屋倒壊等氾濫想定区域等の災害リスクの高い区域に立地する要配慮者利用施設の移転	居住誘導区域	市・住民等	----->	----->	----->
		●居住誘導区域の見直し等	居住誘導区域	市	----->	----->	----->
	土砂災害対策	○土砂災害特別警戒区域等における土砂災害対策	市全域	県	—————>	—————>	—————>
		●土砂災害特別警戒区域からの住宅の移転	居住誘導区域外	市・住民等	—————>	—————>	—————>
		○宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定	市全域	市	——>		
地域防災力の向上	○ハザードマップの周知	市全域	市	—————>	—————>	—————>	
	○自主防災組織の活動の活性化	市全域	市・住民等	—————>	—————>	—————>	
	○災害リスクの高い区域における防災計画の作成	居住誘導区域	市・住民等	——>			
	○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成	市全域	市・住民等	—————>	—————>	—————>	

注1: 主な取組の○は災害リスクの低減、●は災害リスクの回避の取組

注2: 実施時期の目標の点線の取組は検討中のもの